

## 明和町消費生活相談事業実施要綱（案）

### （目的）

第1条 町民の消費生活に関する苦情又は相談に適切かつ迅速に対処するため、明和町消費生活相談事業として明和町消費生活相談員（以下「相談員」という。）を配置し、消費者の利益の擁護及び推進を図ることを目的とする。

### （委嘱）

第2条 相談員は、消費生活問題に積極的な関心及び知識を有し、相談員としての識見と能力のあるもののうちから町長が委嘱する。

### （任期等）

第3条 相談員の任期は1年とする。ただし、相談員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 相談員は、再任されることができる。
- 3 相談員は、非常勤とする。
- 4 相談員の活動は月1回とする。

### （職務）

第4条 相談員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）消費生活に関する苦情及び相談の処理に関すること。
- （2）消費生活に関する情報提供に関すること。
- （3）その他消費生活に必要なこと。

### （遵守事項）

第5条 相談員は、業務を行うに当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）特定の商品、役務もしくは事業者を故意に推奨し、又は中傷してはならない。
- （2）相談者の意に反して業務を執行し、又は業務の処理過程もしくは結果において相談者に不利益を及ぼしてはならない。
- （3）職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### （記録及び報告）

第6条 相談員は、常に相談記録及び相談日誌を整備し、苦情処理の経過等を明らかにするとともに、毎月これらの状況を取りまとめ、その翌月の10日までに町長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第7条 相談員は、職務を遂行するにあたり、その身分(非常勤の嘱託員)を明確にするため、消費生活相談員証(様式第1号)を携帯しなければならない。

(報償等)

第8条 町長は、予算の範囲内において、相談員に対し、報償金及びその職務を行うために必要な物品等を支給する。

(解職)

第9条 町長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解職することができる。

- (1) 自己の都合により辞任を申し出た場合
- (2) 相談員としての適性を欠く場合
- (3) 心身の故障のため、職務に堪えられない場合

(庶務)

第10条 相談員に関する庶務は、産業課企業誘致商工観光係において処理する。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この要綱は、平成22年 月 日から施行する。

様式第1号

(表)

(裏)

<b>明和町消費生活相談員証</b>	
以下の者は、明和町消費生活相談員であることを証明する。	
写 真	氏 名
	生年月日
	明和町長 中井 幸充
	発行日 平成 年 月 日

1. 本証は、職務に従事するときは、常に携帯すること。
2. 本証は、他人への譲渡又は貸与を行ってはならない。
3. 本証の記載事項に変更が生じたとき、又は本証を紛失もしくは破損したときは、直ちに町長に届けること。
4. 解職その他の理由により消費生活相談員でなくなったときは、本証を直ちに返還すること。